

松戸市国民健康保険料改定指針

策定：令和8年3月31日

1 背景

本市の国民健康保険は、保険料の引き上げ抑制を図るべく、国民健康保険事業財政調整基金の活用や一般会計からの繰り入れ(=赤字繰入)により財政運営を行ってきた。

しかし、このような一般会計からの繰入金は、保険給付と保険料負担の関係性が不明瞭となるだけでなく、被保険者以外の住民に負担を求めることになること等から、令和6年4月から施行されている「第2期千葉県国民健康保険運営方針」において、県全体として令和12年度までに解消することとされた。

この状況等を踏まえ、本市においても計画的に保険料率の見直しを図るため、当該指針を策定することとなった。

2 対象期間

終期を「第2期千葉県国民健康保険運営方針」の対象期間に合わせるため、策定の日から令和12年3月31日までとする。

3 将来推計

令和8年1月に県から示された、令和8年度国民健康保険事業費納付金・標準保険料率の算定結果(速報値)に基づき、不足額の将来推計(※1)を行ったところ、仮に、令和7年度から12年度まで保険料率を据え置いた場合には、赤字繰入額が累計134.3億円にも上り、赤字に陥らないための指標となる標準保険料額と保険料額の差が、一人当たり約40,500円となる結果となった。

その結果を踏まえ、この差を単年度で解消する場合、被保険者にとって急激な負担増となることから、その負担に配慮し、当該指針の終期となる令和11年度まで毎年改定するものとして、①3か年解消(案)と②4か年解消(案)、二つの案で保険料の改定幅の検討(※2)を行った。

結果は、次のとおり

【3か年解消(案)】改定幅：毎年10,400円程度(子ども分を除く)

繰入額：累計25.4億円

【4か年解消(案)】改定幅：毎年9,000円程度(子ども分を除く)

繰入額：累計32.2億円

※1 令和8年度から創設される「子ども・子育て支援納付金分(子ども分)」は全額保険料で賄うことを前提としているため勘案しないものとした推計である。

※2 3か年解消(案):令和7年8月策定の「松戸市財政運営の基本方針」に掲げられている、『実質単年度収支黒字化3か年計画(R8~R10)』の期間に合わせた計画案である。

4か年解消(案):3か年解消(案)の結果を踏まえ、令和8年度に予定されている診療報酬の大幅なプラス改定及び子ども分が創設されることにより、保険料負担がより重くなることに配慮し、当該指針の対象期間の終期まで延長した計画案である。

4 保険料改定の方向性

諮問機関である「松戸市国民健康保険運営協議会」での審議の経過・結果を踏まえ、次のとおりとする。

- (1) 令和8年度から令和11年度までの各年度において、保険料率を改定することで、赤字繰入の解消を図る。
- (2) 毎年の改定幅（子ども分を除く）は、一人当たり9,500円程度とし、被保険者の急激な負担増とならないよう配慮する。
- (3) 令和8年度から施行される、子ども分に係る保険料額については、前(2)の毎年の改定幅に全額上乘せする。

5 実質収支改善に向けた取り組み

実質収支改善に向けて、本市は次のことに努めるものとする。

- (1) 医療費適正化施策（歳出の抑制）
- (2) 保険料収納率向上対策（歳入の確保）
- (3) 国への要望（財政支援の拡充等による被保険者の保険料負担軽減）

6 その他

制度改正等により、当該指針「4 保険料改定の方向性」の(2)に定める改定幅より大幅な増額改定が必要となる場合については、都度、松戸市国民健康保険運営協議会と協議を行うものとする。

また、国民健康保険制度の意義、本市国民健康保険事業の財政状況及び保険料改定の必要性について、被保険者へのご理解をいただくべく、市ホームページ等による周知に努めるものとする。